

# 歴史資料寄贈寄託受入要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県公文書館管理規則（平成5年秋田県規則第51号）第6条の規定に基づき、歴史的資料として重要な古文書及び行政資料（以下「歴史資料」という。）の寄贈又は寄託の受入れ等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (申込み)

第2条 歴史資料の寄贈又は寄託を受けるときには、歴史資料寄贈（寄託）申込書（様式第1号）によるものとする。ただし、刊行物、書籍その他の不特定多数の者を対象に発行されるものについては、この限りでない。

## (寄贈歴史資料の受入れ)

第3条 寄贈された歴史資料を受入れたときは、目録を添付し、寄贈歴史資料受領書（様式第2号）を交付するとともに、感謝状（様式第3号）及び記念品を贈呈できるものとする。

## (寄託歴史資料の受入れ)

第4条 資料寄託契約書（様式第4号）に目録を添付し受託するとともに、感謝状を贈呈できるものとする。

## (寄託契約の期間)

第5条 寄託契約の期間は、おおむね10年以上とする。

## (寄贈及び寄託歴史資料の管理)

第6条 寄贈歴史資料、寄託歴史資料の整理、保管及び補修については、既に収蔵する秋田県公文書館（以下「公文書館」という。）の歴史資料と同等に行うものとする。

2 公文書館の長（以下「館長」という。）は寄託歴史資料の通常の管理に必要な経費を負担するものとする。

## (寄託歴史資料の利用)

第7条 館長は、寄託歴史資料の複製物作成、出版については、既に収蔵する公文書館の歴史資料の例に準じて行うことができるものとする。ただし、館外貸出しについては寄託者の承諾を得たものに限り許可することができるものとする。

2 前項の条件は、寄託者の申出により特約を付与することを妨げないものとする。

## (損害賠償の免除)

第8条 天災地変その他の不可抗力により寄託歴史資料が損害を受けたときは、その損害を賠償しないものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、歴史資料の寄贈及び寄託に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月15日から施行する。

## 歴史資料寄贈（寄託）申込書

年 月 日

（あて先）秋田県公文書館長

住所

氏名

印

次の資料を寄贈（寄託）したいので、貴館の受入れをお願いします。

1 歴史資料名・数量

2 特約事項

資料価値判断に基づく保存・非保存の決定は貴館に一任し、非保存資料は、廃棄（返却）してください。

## 寄贈歴史資料受領書

年 月 日

寄贈者 住所  
氏名 様

秋 田 県 公 文 書 館 長 印

年 月 日 寄贈申込みされました次の歴史資料を受領しました。

1 歴史資料名・数量

2 特約事項

資料価値判断に基づく保存・非保存の決定は当館が行い、非保存資料は廃棄（返却）します。

# 感謝状

（歴史資料名）

御寄贈いただきました頭書歴史資料は秋田県公文書館において  
保管し今後秋田県の歴史研究に広く活用させていただきま  
す  
このたびの御高志に対し深く感謝の意を表します

年 月 日

秋田県公文書館 館長

○  
○  
○  
○

印

- ①寄託の場合は「寄贈」を「寄託」に代える。
- ②「頭書歴史資料」を場合により「貴家文書」に代える。

## 歴史資料寄託契約書

寄託者（以下「甲」という。）と受託者秋田県（以下「乙」という。）とは、歴史資料の寄託に関し、次のとおり契約する。

（目的）

第1条 乙は、甲の所有する次の歴史資料の寄託を受け、これを秋田県公文書館に保管する。

歴史資料の名称

点数 点（別紙目録のとおり）

（寄託期間）

第2条 寄託の契約期間はこの契約締結の日からとし、 年 月 日までの 年間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までにいずれか一方から文書による別段の意思表示がないときは自動的に契約年間を更新したものとみなす。

（保管管理）

第3条 乙は、寄託歴史資料を、乙所蔵の歴史資料と同等の注意をもって保管するものとする。

2 乙は、必要と認めるときは、甲の承認なしに、乙の負担により寄託歴史資料を補修することができる。

（寄託文書の利用）

第4条 乙は、寄託歴史資料の複写、複製物の作成及び出版について、乙所蔵の歴史資料と同等に乙自身が利用し及び第三者に利用させることができる。ただし、甲の承認を得ることなしに、館外貸出しは行わないものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、寄託歴史資料の通常の管理に必要な経費を負担するものとする。

（損害賠償の免除）

第6条 乙は、寄託歴史資料が天災地変その他不可抗力により損害を受けたときは、その責めを負わないものとする。

（協議）

第7条 甲は、寄託歴史資料を他に譲渡する場合その他のため、乙に古文書の返還を求める必要があるときは、寄託期間満了2ヶ月前に乙に協議するものとする。

以上の契約締結の証として、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 秋田市山王新町14番地31号

秋田県公文書館長

印